

東久留米市スポーツセンター指定管理者の候補者の選定結果

指定管理者の候補者として、下記のとおり選定委員会から選定されました。

1. 指定管理者を設置する施設

東久留米市スポーツセンター

2. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 指定管理者の応募申請件数

1件

4. 指定管理者優先交渉権者の名称等

名 称 東京ドームグループ（次の①、②及び③からなる共同事業体）

①株式会社 東京ドーム（代表団体）

代表者 長岡 勤

所在地 東京都文京区後楽一丁目3番61号

②株式会社 東京ドームスポーツ（構成団体）

代表者 柴田 馨

所在地 東京都文京区後楽一丁目3番61号

③株式会社 東京ドームファシリティーズ（構成団体）

代表者 山田 幸雄

所在地 東京都文京区後楽一丁目3番61号

5. 選定理由

選定の基準（※）に基づき、提出された書類の審査及びプレゼンテーション審査により総合的に評価した結果による。

- （※）（１）事業計画審査（市民の平等・公平な使用の確保、新たなサービスの創設など、市民サービスの向上、経費の節減など効率的な運営、市民への安定的な施設、サービスの継続的提供、当該施設の設置目的を達成するために必要とする事項）
- （２）団体審査（経営状況、団体事業実績、専門性）
- （３）総合評価（動機、理解力、プレゼンテーション能力、熱意と意欲、責任感、誠意、その他）

詳しくは、教育部生涯学習課スポーツ振興係 電話０４２－４７０－７７８４へ。